官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○内閣府の所管することども家庭庁関係法令に係る構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府九）　一
〔法規的告示〕
○木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsを定める件及び特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する告示（国土交通三三六）　三
〔その他告示〕
○指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示（国土交通三三七）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　七
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人関係　吾
会社その他
会社決算公告　吾

府令

○内閣府令第九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第三項、第四条第十項、第三十五条及び別表第二十五号の規定に基づき、内閣府の所管することども家庭庁関係法令に係る構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年三月三日

内閣総理大臣　高市　早苗